

鶴岡市公告第95号

下記のとおり、プロポーザル方式により業務委託契約の優先交渉事業者を特定するので、  
公告する。

令和7年6月3日

鶴岡市長 皆川 治

記

- 1 業務委託名 鶴岡市パークレット社会実験支援業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日まで
- 3 業務内容 別に公表する、鶴岡市パークレット社会実験支援業務公募型プロポーザル  
実施要領（以下、「実施要領」という。）のとおり
- 4 参加するために必要な資格及び手続き 実施要領のとおり
- 5 企画提案書の作成等 実施要領のとおり
- 6 企画提案書の評価方法及び受注候補者の特定 実施要領のとおり
- 7 その他 詳細は、実施要領に定めるところによる
- 8 実施要領を示す場所 鶴岡市ホームページ
- 9 契約に関する基本事項
  - (1) 契約保証金 鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第3条の規定による
  - (2) 契約書の作成 鶴岡市契約に関する規則第2条の規定により、作成を要する
- 10 担当部署（問合せ先）

鶴岡市建設部都市計画課  
〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号（本庁舎4階）  
電話 0235-35-1315（直通）  
メール [tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp)  
担当者：本間